

○厚生労働省令第百二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜百六 (略)</p> <p>百七 (略)</p> <p>百八 一―(シクロブチルメチル)―N―(ニ―フェニルプロパ ン―ニ―イル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及 びその塩類</p> <p>百九 (略)</p> <p>百十〜百二十七 (略)</p> <p>百二十八 (略)</p> <p>百二十九 (二・四―ジメチルアゼチン―一―イル)―(七― メチル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ 四・三―f g)キノリン―九―イル)メタノン及びその塩類</p> <p>百三十 (略)</p> <p>百三十一〜二百十七 (略)</p> <p>二百十八 (略)</p> <p>二百十九 一―(四―フルオロ―三―メチルフェニル)―ニ― ピロリジン―一―イル)ペンタン―一―オン及びその塩類</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜百六 (略)</p> <p>百七 N・N―ジエチル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百八 一―(シクロブチルメチル)―N―(ニ―フェニルプロパ ン―ニ―イル)―H―インドール―三―カルボキサミド及び その塩類</p> <p>百九〜百二十六 (略)</p> <p>百二十七 N・N―ジプロピルトリプタミン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百二十八 二―「(ジメチルアミノ)メチル」―一―(三―ヒド ロキシフェニル)シクロヘキサノール及びその塩類</p> <p>百二十九〜二百十五 (略)</p> <p>二百十六 一―(五―フルオロペンチル)―一―H―ベンゾ「d 」イミダゾール―ニ―イル」(ナフタレン―一―イル)メタノ ン及びその塩類</p> <p>(新設)</p>

二百二十 (略)

二百二十一～三百十五 (略)

二百十七 ニー(四ープロモーニ・五ージメトキシフェニル)ー
Nー(ニールオロベンジル) エタンアミン及びその塩類
二百十八～三百十二 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。